

2021年3月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働副大臣 山本 博司 様、三原 じゅん子 様
厚生労働大臣政務官 大隈 和英 様、こやり 隆史 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 井内 努 様
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 御中

京都府保険医療協
理事長 鈴木



機能強化型・連携型の在宅療養支援診療所の施設基準に定められた 月1回のカンファレンスについて、ビデオ通話等を用いた場合を 認めることを求める要望書

【要望内容】

- 機能強化型・連携型の在宅療養支援診療所の施設基準に定められた月1回の連携体制を構築する保険医療機関間のカンファレンスについて、未だに情報通信機器を用いた場合が認められていない。平成24年4月20日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その2)」の「問38」を即時廃止し、連携体制を構築する保険医療機関間のカンファレンスについてビデオ通話等のICTを活用したカンファレンスを認めるよう、通知又は事務連絡すること。

【要望理由】

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度の拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症拡大の1日も早い収束に向けて、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師(保険医)2,310人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、医科診療報酬の特掲診療料の施設基準等に定められた機能強化型・連携型の在宅療養支援診療所の施設基準において、「当該在宅支援連携体制を構築する保険医療機関間において、診療を行う患者の診療情報の共有を図るため、月1回以上の定期的なカンファレンスを実施すること」が求められております。また、平成24年4月20日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その2)」において、「(問38) (中略) 定期的なカンファレンスは、テレビ会議システムでのカンファレンスでも可能か。(答) 原則として、対面によるカンファレンスを行う」との解釈が示されている所です。

3月16日現在、内閣より国民に対して、緊急事態措置区域においては飲食につながる人の流れの制限、飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの徹底などが要請されています。緊急事態措置区域から除外された都道府県においても、段階的に緩和されるとは言え、飲食店への営業時間短縮要請、テレワーク目標当面7割削減、外出自粛要請は当面継続、イベントの開催制限が要請されているところです。

このような状況下において、未だ平成24年4月20日付事務連絡の(問38)が撤回されないため、在宅医療を担う保険医が、月に一度、お互いにリスクを抱えながらカンファレンスのための外出を強いられています。既に入院基本料等加算の医療安全対策加算、感染防止対策加算等でもビデオ通話によるカンファレンスが認められています。機能強化型・連携型の在宅療養支援診療所の施設基準においても、ビデオ通話等のICTを活用したカンファレンスを認めていただけますよう、貴職に対して要望いたします。

以上